
茨城県における地球温暖化対策(緩和策) について

茨城県 県民生活環境部 環境政策課

2024年11月28日（木）

目 次

1. 茨城県地球温暖化対策実行計画

- (1) 基本方針
- (2) 温室効果ガス（二酸化炭素）削減目標
- (3) 本県の二酸化炭素排出量の特徴
- (4) 温室効果ガス削減目標に対する削減状況
- (5) 地球温暖化対策（緩和策、適応策）

2. 茨城県における緩和策

- (1) 事業活動の省エネルギー対策
- (2) 家庭の省エネルギー対策
- (3) 再生可能エネルギーの適正導入の促進

1. 茨城県地球温暖化対策実行計画

茨城県地球温暖化対策実行計画（2023年3月改定）

（1）基本方針

「カーボンニュートラル実現への挑戦」

（2）温室効果ガス（二酸化炭素）削減目標

2030年度までに2013年度比で

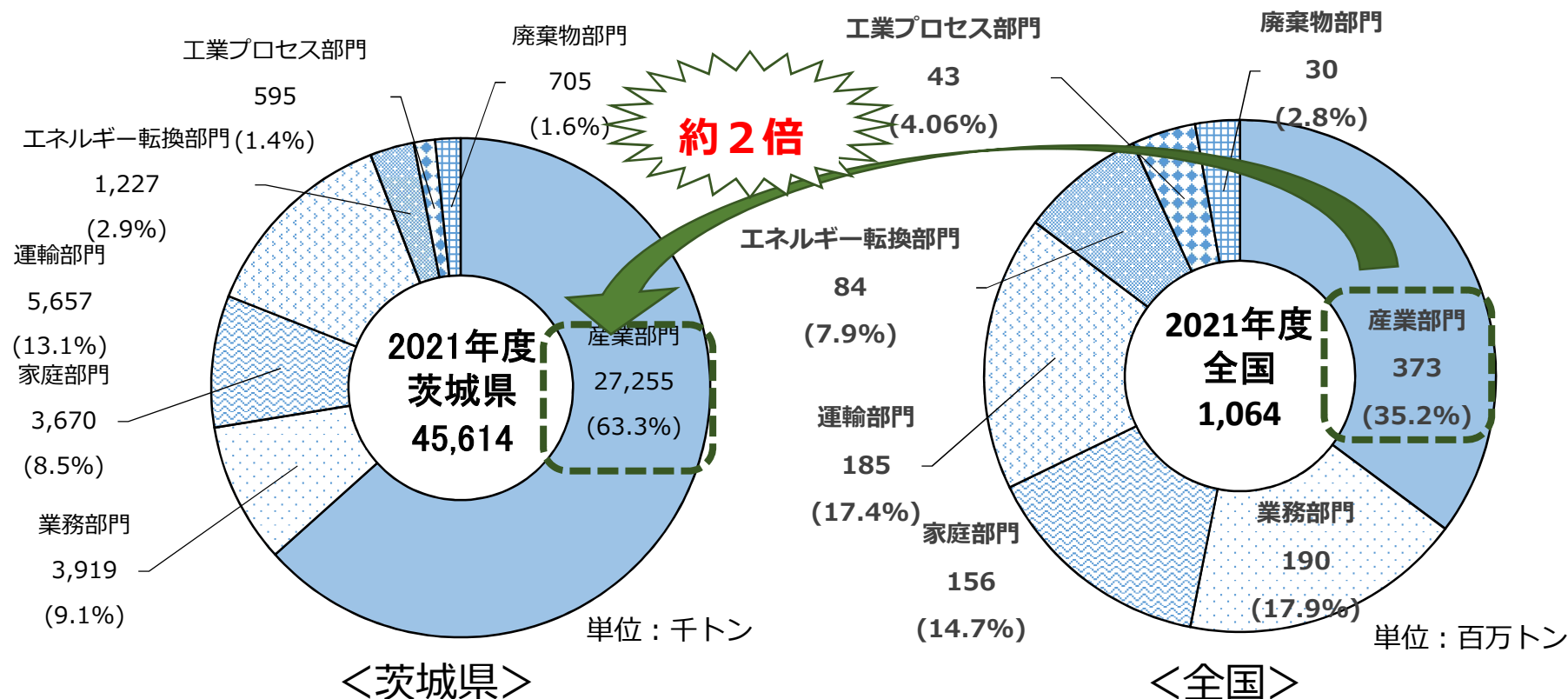
○産業部門	38% 削減	（9%）
○業務部門	51% 削減	（40%）
○家庭部門	66% 削減	（39%）
○運輸部門	35% 削減	（28%）

など

※（ ）内は前計画（2017年計画）の目標値

1. 茨城県地球温暖化対策実行計画

(3) 本県の二酸化炭素排出量の特徴



本県の二酸化炭素排出量の約6割を産業部門が占めている

1. 茨城県地球温暖化対策実行計画

(4) 温室効果ガス削減目標に対する削減状況

＜県内の二酸化炭素排出量の推移と基準年比（万t-CO₂）＞

排出部門 (万t-CO ₂)	基準年	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	削減目標		2021年度 削減状況
	2013 年度					2017年計画	改定後計画	
産業部門	3,072	2,843	2,828	2,352	2,726	△ 9%	△38%	△11.3%
業務部門	489	406	405	375	392	△40%	△51%	△19.9%
家庭部門	464	394	377	379	367	△39%	△66%	△20.9%
運輸部門	662	635	624	553	566	△28%	△35%	△14.6%

各部門において、2021年度は、基準年（2013年度）に比べて減少

1. 茨城県地球温暖化対策実行計画

(5) 地球温暖化対策

【緩和策】

- 温室効果ガスの排出を抑制するための対策
(省エネの取組促進や再生可能エネルギーの導入など)

【適応策】

- 既に排出された温室効果ガスの影響により、地球温暖化は進行しており、それに伴う気候変動の影響（気温の上昇、局地的な大雨の増加など）に対応していくための対策

2. 茨城県における緩和策

【緩和策】

＜4 部門における取組内容＞

部門	取組項目
産業部門	臨海部における集中的な取組、事業活動の省エネルギー対策、建築物の省エネルギー対策
業務部門	事業活動の省エネルギー対策、建築物の省エネルギー対策 市町村地球温暖化対策実行計画策定の支援
家庭部門	家庭の省エネルギー対策、環境に配慮した住まいづくりの推進
運輸部門	自動車の環境負荷低減、脱炭素なまちづくりの推進

※ そのほか、再生可能エネルギーの導入促進等にも取り組む。

2. 茨城県における緩和策

(1) 事業活動の省エネルギー対策

① 茨城工コ事業所の登録促進

環境に配慮した取組を積極的に実践している事業者を、格付けした上で県が登録する茨城県版環境マネジメントシステムの促進。



② 中小規模事業所における省エネルギー対策の支援

省エネルギー診断を無料で実施し、設備更新や運用改善を助言。
同診断を受診し、一定要件を満たす事業所に対して省エネ設備導入に係る補助事業を実施。
併せて、太陽光発電設備の導入可能性についても助言。

③ 大規模事業所における省エネルギー対策の促進

茨城県地球環境保全行動条例に基づき、大規模事業所(年間エネルギー使用量1,500kL(原油換算))にエネルギー使用状況や二酸化炭素の排出状況の報告を求め、必要な助言・指導を実施。

④ 職場における省エネルギー行動の実践の推進

年間を通じて職場で環境に配慮した取組を実践する「いばらきエコスタイル」の普及・啓発。



①茨城エコ事業所の登録促進

■制度概要

事業所の規模や業種等に関わらず、環境にやさしい取組を行う事業所を、県が「茨城エコ事業所」として登録し、その取組を広く県民に紹介するものです。

また、エコ事業所として環境に配慮した取組を実践することにより、コスト削減が期待できます。

※登録事業所数：2251事業所（令和6年10月31日時点）



■登録のメリット

- (1) 登録証等の交付
- (2) 県ホームページでの広報
- (3) エコ事業所向け銀行保証付私募債の新規記録手数料の免除
(株式会社筑波銀行)
- (4) 県の入札参加資格審査での加点
(物品調達等競争入札参加資格審査数値で1点加点)
- (5) 常陽エコ・セレクトローンを利用する場合の金利優遇
(株式会社常陽銀行)

② 中小規模事業所における省エネルギー対策支援

電気代高騰を契機に省エネを検討してみませんか？

令和6年度

省エネルギー診断

省エネの専門家による診断を受けることで、**省エネ余地の発掘**や**省エネ対策による光熱費削減効果の見える化**が期待できます。診断結果を踏まえ、省エネに取り組むことで**利益向上**につながります。以下のような支援を希望する事業所にオススメです。（診断内容のイメージは裏面をご参照ください）

- ✓ 費用負担の発生しない**運用改善による省エネ・光熱費削減**の余地を調査してほしい
- ✓ 設備改修を検討しているが、その**費用対効果**を確認したい
- ✓ **太陽光発電設備**を導入することによるポテンシャルを把握したい
- ✓ 診断結果を踏まえた**省エネや再エネに係る国や県の補助金**を紹介してほしい など

診断事業の概要

対象者	年間エネルギー使用量が 原油換算1,500kL未満の事業所 ※1年分の電気や燃料の使用実績が必要です ※ご不明な場合はお問い合わせください ※複数事業所の申し込みも可能です
申込方法	裏面の申込書に記入の上、メール/FAXでの申し込み（WEB申し込みもあります）
診断費用	無料（実施後の営業などはありません）
申込締切	令和7年2月末日（先着90事業所）
必要事項	「茨城エコ事業所」及び「いばらきエコチャレンジ賛同事業所」への登録

診断の流れ

1. 診断の申し込み	裏面の申込書に必要事項を記入し事務局に送付
2. 診断実施決定の通知	申込内容を踏まえ実施決定を通知
3. 事前アンケート	エネルギー使用量（電力等）、設備の稼働状況等の簡単なアンケートに回答
4. 省エネルギー診断	ヒアリングと現地確認による診断を実施
5. 診断結果の報告	報告書が作成され診断結果を報告

診断後に活用できる茨城県の補助金

令和6年度 中小規模事業所省エネ対策設備導入補助金の概要

対象者	省エネ診断を受診した事業所（10事業所程度）	対象設備	診断において提案を受けた設備
補助要件	① 令和5年度又は令和6年度中小規模事業所省エネ診断を受診していること ② 茨城エコ事業所ならびにいばらきエコチャレンジ賛同事業所へ登録していること ③ 診断結果における省エネ対策（設備の改修・更新及び運用改善）を全て実施すること ④ ③の省エネ対策の合計で省エネ率2.0%以上又は年間10t-CO ₂ 以上の削減が見込まれること		
申込締切	令和6年12月27日	補助率	1/3（上限100万円未満）

省エネ診断に関するお申し込み・お問い合わせ

茨城県省エネ診断事務局
（本事業委託業者：株式会社ナレッジリンク）
TEL：03-6842-6810 FAX：03-6800-5556
メールアドレス：ibaraki-shindan@nmri.co.jp（担当：藤嶋）
※受付時間：平日10:00～17:00（土日祝は除く）

補助金に関するお申し込み・お問い合わせ

茨城県県民生活環境部環境政策課
TEL：0310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
TEL：029-301-2939
FAX：029-301-2949



■ 診断内容

① 設備更新・運用改善による省エネ効果（エネルギー削減量、CO₂削減量等）を算出し、設備更新及び運用改善に係る提案を実施

② 太陽光発電設備の導入可能性（R4～）

- ・ 設置対象建物に対する、日射量及び設置場所の有無の確認
- ・ 当該建物に対する設置可能容量、発電量等の算出

・ 蓄電池を設置した場合の費用対効果の算出（100%自家消費、R6新規）

③ E V 導入効果（R6～）

- ・ 社用車をE Vにした場合の費用対効果の算出

② 中小規模事業所における省エネルギー対策支援

省エネ設備導入に係る補助事業

省エネ診断を受診し、助言及び提案を受けた省エネルギー
設備の導入費用を一部補助

■ 補助率・補助上限額

補助率：対象経費の 1 / 3 以内

補助金上限：100万円未満

■ 補助対象者

・ 令和 5 年度又は令和 6 年度に、省エネ診断を受診していること

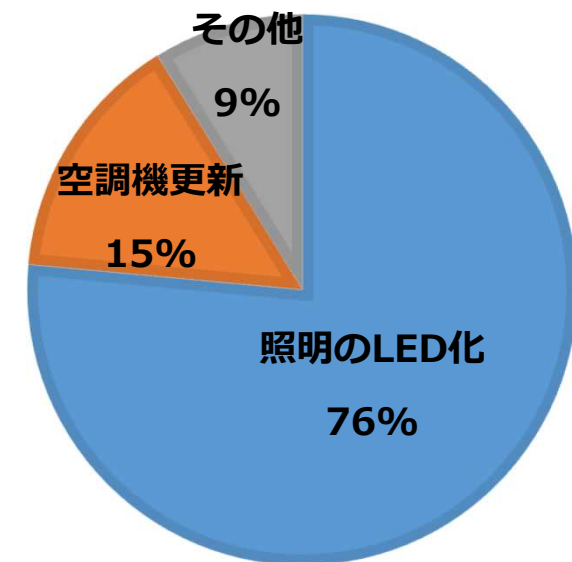
・ 茨城エコ事業所へ登録済みであること

・ いばらきエコチャレンジ賛同事業所へ登録済みであること

※ 運用改善に係る内容は、補助対象外

※ 国等の補助金が活用できる場合は、県補助金との併用は不可

補助実績（R1～R5）



2. 茨城県における緩和策

(2) 家庭の省エネルギー対策

① 県民運動「いばらきエコスタイル」の普及啓発

年間を通じた取組



できるエコからはじめよう

1 家庭のエコスタイル

- (1) 冷暖房の適切な使用の徹底
- ・冷房時の室温28℃、暖房時の室温20℃を目安に。
 - ・年間を通じて服装で調節を行うことで、冷暖房に頼りすぎずに快適に過ごせるスタイルを促進。

(2) 家電の省エネ対策

- ・節電・省エネに繋がる家電の使い方や、「省エネ型」家電等への買い替えを促進。

(3) マイバック・マイボトルの推奨 (レジ袋・プラゴミ削減)

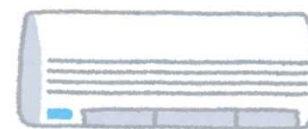
- ・買い物はマイバックを、お出かけにはマイボトルを持参する取組を促進。



2 職場のエコスタイル

- (1) 冷暖房の適切な使用の徹底
(再掲)

- (2) 茨城エコ事業所の登録促進
(再掲)



3 移動のエコスタイル

低炭素な交通手段の利用促進

- ・公共交通機関、自転車、徒歩などの環境負荷の小さい移動や、二酸化炭素削減・燃費向上につながるエコドライブの実践のほか、次世代自動車への乗り換えを促進。



2. 茨城県における緩和策

- ② 省エネの取組成果の見える化「いばらきエコチャレンジ」
家庭の省エネルギー行動の登録により、二酸化炭素削減量をWebで見える化。

- ③ 家庭における省エネルギー対策の支援「うちエコ診断」
家庭のエネルギー使用状況を無料で診断し、オーダーメイドで効果的な省エネルギー対策を助言。

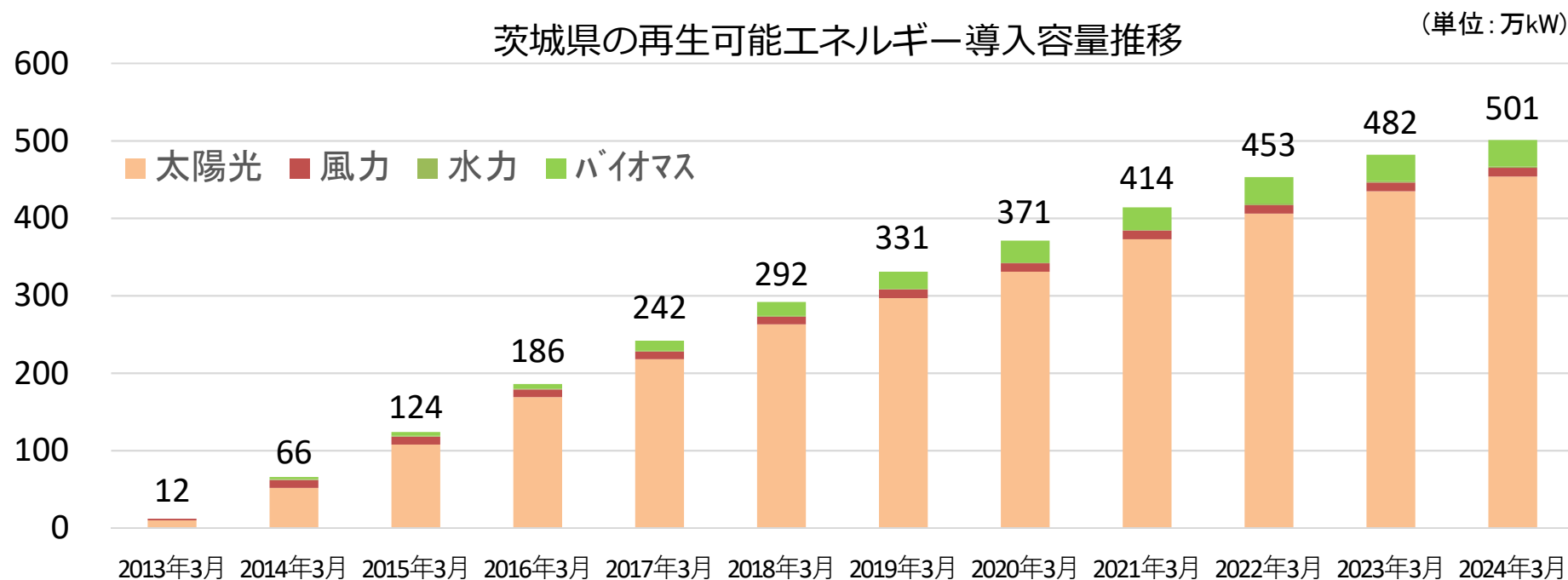


- ④ 地球温暖化防止活動推進員等の育成・支援
地域において、地球温暖化対策に関する知識の普及等を行う地球温暖化防止活動推進員の育成・支援。
- ⑤ 環境学習機会の提供と環境教育の推進
地域や職場、教育現場における環境学習・環境保全活動を推進するため、リーダーとなって活動する人材を養成(エコカレッジ)。

2. 茨城県における緩和策

(3)再生可能エネルギーの適正導入の促進

- 2012年7月から固定価格買取制度が開始され、太陽光発電設備を中心とした再生可能エネルギーの導入が全国的に急拡大。
- 広大な平坦地や充実した送電網を有する本県は、太陽光発電設備の導入が急拡大。



出典：再生可能エネルギー電子申請サイトから県作成

茨城県の太陽光発電施設の導入状況

固定価格買取制度における設備導入容量上位5県の状況（単位：kW、丸数字は全国順位）

	太陽光			風力	水力	地熱	バイオマス	合計
	10kW未満	10kW以上	計					
茨城県	⑩ 527,715①	4,023,094 ①	4,550,809 ⑩	107,179 ②	17,336 ⑮	0 ⑤	334,882 ①	5,010,206
北海道	②④ 257,749 ⑪	2,035,101 ⑭	2,292,849 ①	1,264,546 ①	193,638 ⑧	2,350 ⑥	330,975 ②	4,084,358
愛知県	① 1,221,558 ⑫	1,946,696 ④	3,168,254 ②	68,740 ③	5,963 ⑮	0 ①	564,725 ③	3,807,683
福島県	②⑩ 317,501 ③	2,815,216 ⑤	3,132,717 ⑥	224,261 ⑩	55,229 ⑨	440 ⑦	320,251 ④	3,732,898
千葉県	⑤ 660,322 ②	2,818,806 ②	3,479,128 ②	65,327 ④	1,000 ⑮	0 ⑮	129,466 ⑤	3,674,921
全国計	15,357,161	57,864,548	73,221,709	6,030,744	1,619,921	136,904	6,453,513	87,462,791

出展：再生可能エネルギー電子申請サイト

(<https://www.fit-portal.go.jp/>) から県作成（令和6年3月時点）

※導入容量は、新規認定分と移行認定分の合計値。

- ・新規認定分…2012年7月から開始された固定価格買取制度施行後に認定された設備。
- ・移行認定分…固定価格買取制度施行前に発電を開始していた設備もしくは余剰電力買取制度で買取対象となっていた太陽光発電設備であって、固定価格買取制度開始後に当該制度へ移行した設備。

太陽光発電の適正な設置・管理に関するガイドライン

背景

- ◆県内の市町村においては、耕作放棄地やゴルフ場跡地等の地域資源の活用策として、**積極的に太陽光発電を導入**しているところもあり。
- ◆一方で、太陽光発電施設は、**施設の設置・運営そのものに関する法律等がなく**、また、自治体や住民が知らないままに工事が進められるなどにより、**住民と事業者の間でトラブルが発生**。

県では、**地域社会と共生した太陽光発電事業が実施されることを目的として、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」**を2016年9月に制定（同年10月施行）。

太陽光発電の適正な設置・管理に関するガイドライン

ガイドラインで定める主な事項

1 設置するのに適当でないエリア

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域（自然公園特別地域、保安林、土砂災害警戒区域等）

2 施設の適正な設置

(1) 市町村との事前協議（事業概要書の提出、進め方等の事前協議）

(2) 地域の理解促進（地域住民や企業等周辺関係者への説明）

(3) 施工に当たって配慮すべき事項

- ① 生活環境：騒音対策、反射光対策、緩衝帯の設置 等
- ② 景観：フェンス、植栽等による対策、山並みや眺望の対策 等
- ③ 防災・安全：盛土・切土面の保護、土砂崩れ対策、雨水・排水対策 等
- ④ 市街地等に設置する場合の配慮
- ⑤ 工事期間中の緊急連絡先の表示

(4) 工事完了時の市町村への報告

- ① 「工事完了報告書」の提出
- ② 助言・要望等への対応

3 施設設置後の適正な維持管理等

(1) 適正な維持管理（施設の保守点検、緊急連絡先の表示、災害発生時の対応 等）

(2) 撤去・廃棄（撤去・廃棄に係る計画の検討）

※ 10kW以上50kW未満の施設についても、2(3)の施工にあたっての配慮や、3の適正な維持管理等についての対応を要請

※ 市町村が独自に条例等を定めて取り組んでいる場合、市町村の条例等を適用



出力50kW以上の
事業用太陽光
発電施設が対象

茨城県内市町村の太陽光発電関係条例

自治体名	制定日(施行日)	名称	対象規模等	抑制区域等の設定
笠間市	H28.6.15(同)	笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例	面積3,000㎡以上	○
つくば市	H28.6.29→R6.4.1廃止 R5.12.28(R6.4.1)	つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例(廃止) 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	筑波山及び宝篋山における設置 全て	○
石岡市	H28.9.15(同)	石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例	出力10kW以上	○
龍ヶ崎市	H28.9.26(同)	龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	面積500㎡以上等	○
土浦市	H28.12.27(同)	土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	出力50kW以上	○
古河市	H29.1.18(H29.4.1)	古河市内における太陽光発電施設設置及び維持管理に関する条例	出力50kW以上等	○
結城市	H29.3.23(H29.4.1)	結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例	出力10kW以上	○
北茨城市	H29.12.25(H30.1.1)	北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例	出力500kW以上又は 面積5,000㎡以上	－
常陸太田市	H30.9.20(H31.1.1)	常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例	出力10kW以上	○
守谷市	H30.11.12(同)	守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	出力50kW以上	○
境町	R1.9.12(R1.10.1)	境町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	出力50kW以上	－
かすみがうら市	R1.9.30(R2.1.1)	かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例	全て	－
五霞町	R1.12.11(R2.4.1)	五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	出力10kW以上	○
東海村	R2.4.1(R2.7.1)	東海村太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関する条例	出力10kW以上等	○
桜川市	R3.9.10(R3.12.1)	桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例	出力10kW以上	○
下妻市	R3.12.20 (R4.4.1)	下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	出力10kW以上	○
日立市	R4.3.28 (R4.6.1)	日立市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例	出力50kW以上又は 面積500㎡以上	○
大子町	R4.9.5 (R4.12.1)	大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	全て	○
八千代町	R4.9.20 (R5.1.1)	八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例	出力10kW以上	○
坂東市	R4.11.4 (R4.12.1)	坂東市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	出力50kW以上又は 面積500㎡以上	○
筑西市	R4.12.28 (R5.7.1)	筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	出力10kW以上	○
茨城町	R5.7.1(同)	茨城町太陽光発電設備の適正な設置及び感知に関する条例	出力10kW以上	○
牛久市	R5.12.19(R6.6.1)	牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	出力50kW以上又は 面積1,000㎡以上	○
利根町	R6.3.18(R6.4.1)	利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例	出力10kW以上	○
鉾田市	R6.6.21(R6.9.1)	鉾田市の豊かな自然環境の保全と太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	出力10kW以上	○

令和6年10月31日時点：**25市町村**が条例を制定 ※県まとめ

ありがとうございました



できるエコからはじめよう

省エネは、家庭や職場、移動の際など、**普段の生活の中でのちょっとした工夫で実践**できて節約にもつながります。
茨城県では、一人ひとりが**ライフスタイルにあった省エネを実践する「いばらきエコスタイル」**を推進しています